

(公印省略)

長福第7736号  
令和7年3月31日

介護サービス事業所 各位

大分市長寿福祉課長 秦 崇彰

### 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

令和6年度介護報酬改定の経過措置終了に伴い、加算届出に関する取扱通知及び様式が改正されたのでお知らせします。

このうち、業務継続計画未策定減算（訪問系）、身体拘束廃止未実施減算（短期入所系・居住系）、介護職員等処遇改善加算（加算Ⅴに限る）については、新たに届出が必要となります。

つきましては、内容をご確認のうえ、事務処理に遺漏のないよう御留意ください。

### 記

#### 1 関連通知等

- (1) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」の一部改正について（介護保険最新情報 Vol. 1366）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001462784.pdf>

- (2) 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）  
（令和7年3月28日事務連絡）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=21470&ct=020050010>

#### 2 様式の改訂について

この度、加算届出様式を改訂しています。

サービス種別を問わず、今後届出の際は新様式としてください。

ただし、年度切替に伴い届出済のものや作成途中のものにあっては、加算要件の確認に影響がない限り旧様式を用いて差し支えありません。

#### 3 経過措置に関する届出について

- (1) 届出が必要な項目・サービス等

次の項目について、該当するサービス・事業所は届出が必要です。

### ① 業務継続計画未策定減算

#### ア 対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護事業所 ※いずれも介護予防・総合事業含む

#### イ 届出内容

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「業務継続計画策定の有無」について、基準を満たす場合は「基準型」、満たさない場合は「減算型」として届出ください。基準の内容は別紙「関連規定抜粋」をご確認ください。

### ② 身体拘束廃止未実施減算

#### ア 対象サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用型に限る）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用型に限る）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所 ※いずれも介護予防含む

#### イ 届出内容

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「身体拘束廃止取組の有無」について、基準を満たす場合は「基準型」、満たさない場合は「減算型」として届出ください。基準の内容は別紙「関連規定抜粋」をご確認ください。

### ③ 介護職員等処遇改善加算

#### ア 対象事業所

介護職員等処遇改善加算V1～14のいずれかを算定している事業所

#### イ 届出内容

経過措置区分である加算V1～14が廃止されるため、相当する加算区分を届出してください。

## (2) 提出書類等について

### ① 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※添付書類は不要です。ただし、(1)③介護職員等処遇改善加算については、すでに通知のとおり処遇改善計画書の提出が必要です。

### ② 提出方法

持参、郵送、メール

### ③ 提出期限

令和7年4月15日（火）

※経過措置に関する届出および令和7年度の処遇改善加算に関する届出以外の加算届出の期限は、平常どおりです。

#### 4 その他

新様式等の掲載場所

(大分市ホームページ) 加算等の届出について

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1344999428871.html>

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市福祉保健部長寿福祉課事業推進担当班 メール: <a href="mailto:todokede@city.oita.oita.jp">todokede@city.oita.oita.jp</a>
--

関連規定抜粋（減算関係）

1 業務継続計画未策定減算（訪問介護の抜粋）

体制届出の名称	業務継続計画策定の有無
基準省令	<p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする</p>
解釈通知	<p>(22)業務継続計画の策定等</p> <p>① 居宅基準第30条の2は、指定訪問介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</li> <li>b 初動対応</li> <li>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</li> </ul> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</li> <li>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</li> <li>c 他施設及び地域との連携</li> </ul> <p>③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。</p>

	<p>なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>
単位数表	<p><b>注6</b> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数</u>を所定単位数から減算する。</p>
厚生労働大臣が定める基準	<p><b>2の2 訪問介護費における業務継続計画未策定減算の基準</b>指定居宅サービス等基準 <b>第30条の2第1項</b>（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること</p>
留意事項通知	<p>(11) <b>業務継続計画未策定減算について</b></p> <p>業務継続計画未策定減算については、<b>指定居宅サービス等基準第30条の2第1項</b>（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。</p>

2 身体拘束廃止未実施減算（短期入所生活介護の抜粋）

体制届出の名称	身体拘束廃止取組の有無
<p>基準省令</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第128条(略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その<b>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録</b>しなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 <b>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</b>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 <b>身体的拘束等の適正化のための指針</b>を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、<b>身体的拘束等の適正化のための研修</b>を定期的実施すること。</p> <p>7 (略)</p>
<p>解釈通知</p>	<p>(4) 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>①・②(略)</p> <p>③ 同条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、居宅基準第139条の3第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>④ 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。指定短期入所生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分</p>

	<p>析すること。</p> <p>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>⑤ 指定短期入所生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>⑥ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。</p>
単位数表	<p><b>注3</b> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数</u>を所定単位数から減算する。</p>
厚生労働大臣が定める基準	<p><b>34の3の2 短期入所生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準</b></p> <p><b>指定居宅サービス等基準第128条第5項及び第6項</b>（指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する場合を含む。）又は第140条の7第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。</p>
留意事項通知	<p><b>(6) 身体拘束廃止未実施減算について</b></p> <p>身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。</p>